

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
資料配布

配布日時	平成20年2月8日 14時00分
------	---------------------

件名	九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響 評価方法書に対する意見書の提出状況につ いて
----	--

概要	<p>国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価方法書の縦覧を行い、平成20年2月4日まで方法書について環境保全の見地からの意見を募集しました。</p> <p>意見書は3通提出されており、今後、提出された意見書の概要（意見概要）を事業者として取りまとめ、福井県知事、福井市長、池田町長に送付します。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	福井県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所</p> <p>副所長 <small>いそがわ まさし</small> 五十川 政志</p> <p>調査設計課長 <small>あずま しげみつ</small> 東 繁光</p> <p>TEL 0776 - 27 - 0642（代表）</p>
------	--

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価 方法書に対する意見書の提出状況について

1. 概要

国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価方法書の縦覧を行い、平成20年2月4日まで方法書について環境保全の見地からの意見を募集しました

2. 提出状況

意見書数 : 3通

3. 今後の予定

提出された意見書の概要（意見概要）を事業者として取りまとめ、福井県知事、福井市長、池田町長に送付します。福井県知事は、意見書の送付を受けてから90（120※）日以内に福井市長、池田町長の意見を勘案するとともに福井県知事としての意見を取りまとめ、事業者に提出します。事業者は、これを受けて環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定（確定）することになります。

※方法書についての意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然状況により長期間にわたり実地の調査が著しく困難であるときには、120日を超えない範囲において福井県知事が定めることができます。

環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ

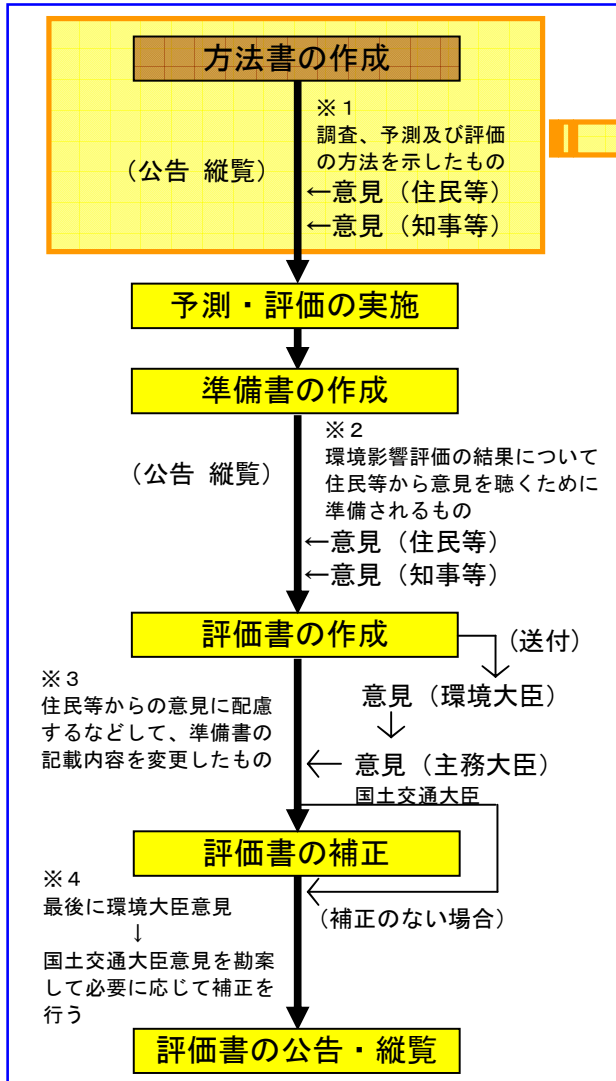


図1 環境影響評価の手続きの流れ

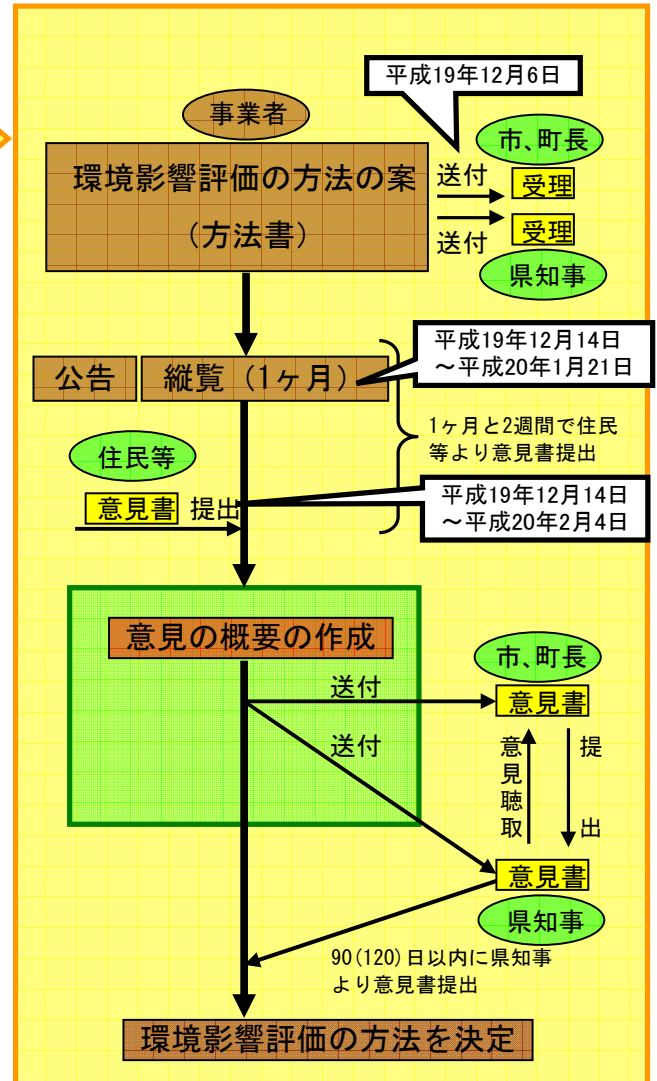


図2 環境影響評価（方法書の流れ）

【環境影響評価（環境アセスメント）制度とは？】

環境アセスメント制度とは、事業者が大規模な事業を実施する前に、事業に関する情報や事業の実施による環境影響の調査結果などを書面で公表し、住民、市町村、県や国などから提出される環境の保全の見地からの意見を踏まえ、事業計画を環境保全上より良いものとしていく手続きのことです。

【環境影響評価方法書とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)がこれから実施しようとする環境影響評価の方法(環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調べ、どのように予測・評価するか)を記載しています。また、事業計画の概要や目的、文献調査や既往の現地調査結果に基づく地域の自然的状況や社会的状況も併せて記載しています。

【方法書の公告縦覧とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)が環境影響評価を実施する前に、方法書を作成したことを公表(公告という)し、地方公共団体(福井県、福井市、池田町)や事業者の事務所などで1ヶ月間誰でも見られるようにしておきます(縦覧という)。

【方法書縦覧のねらい】

方法書の内容について、環境保全の見地から意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業計画の早い段階で地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの有益な環境情報や一般の方々の環境に対する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映できます。